

令和7年2月6日
四国電力株式会社

特定小売供給約款の変更届出について

当社は、これまで、地震・台風等の災害により災害救助法が適用された場合、国の認可が必要となる規制料金については、その都度、経済産業大臣の認可を受け、電気料金等の特別措置を講じてまいりました。

今般、国の審議会「第72回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会」において、この災害時の特別措置について、特定小売供給約款に新たに規定するよう整理されたことを踏まえ、本日、経済産業大臣に特定小売供給約款の変更届出（実施日：2025年4月1日）を行いましたので、お知らせいたします。

【災害時の電気料金等の特別措置の概要】

1. 特別措置の対象となるお客さま

2025年4月1日以降に災害が発生し、原則として、災害発生日から1年以内に災害救助法が適用または激甚災害として指定された地域で当社と電気需給契約があり、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6か月後の月の末日までに申出^{*1}いただいたお客さま

※1 原則として、罹災証明書等を提出していただきます。

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日^{*2}の延長

災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限る）および災害発生日が属する月からその翌々月までの電気料金の支払期日をそれぞれ1か月延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

災害時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金^{*3}の免除

災害時から引き続きまったく電気を使用されないで需給契約を廃止し、当該需要場所にて災害発生日が属する月の6か月後の月の末日までに需給契約を申し込まれる場合、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費^{※3}の免除

災害発生日が属する月の6か月後の月の末日までに当該需要場所にて臨時電灯もしくは臨時電力を申し込まれた場合、臨時工事費を免除いたします。

(5) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費^{※3}の免除

災害発生日が属する月の6か月後の月の末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合、工事費を免除いたします。

(6) 使用不能設備に対する基本料金の免除

災害によりお客さまの電気設備が使用不能となった場合、災害発生日が属する月から6か月後の月の末日までの間、当該使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

※2 検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※3 お客さまに電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置の申込方法については、特別措置の対象となる災害が発生した際に、国の認可を必要としない自由料金の扱いとあわせて当社ホームページにてお知らせいたします。

以 上